

2005年5月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド

タイ

2005年5月ニュース

1. ヨーロッパがタイでの調査を緩和
2. 著作権侵害品摘発
3. タイでのソフト侵害件数がまだ高い
4. BSA が新認証キャンペーンを提案
5. 伝統的知識を保護する動き
6. EU がタイで初「地域事務所」設立へ

1. ヨーロッパがタイでの調査を緩和

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、2B面、タイ、2005年5月9日
ポスト・トゥデー紙、ビジネス面、B3面、タイ、2005年5月9日)

タイ政府の厳格な抑制努力が効果を奏しているとして、欧州連合は、海賊版音楽や映像などの商品と関係する著作権侵害調査を止めると通商省高官は最近述べた。

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長はによると、EU 貿易のトップである Peter Mandelson は、調査がまもなく終了することをタクシン・シナワトラ首相に通知したという。

2. 著作権侵害品摘発

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、3面、タイ、2005年5月10日)

4000万パーツ以上相当の輸出入禁止品と著作権侵害品が税関検査官によって差押えられた。6人と1つの会社が差押品を密輸入したことで責任を追及された。

差押えられた 1,150,000 もの海賊版製品の中に、Lancôme や資生堂化粧品、グッチ製の何百ものバッグ、ルイ・ヴィトン、クリスチャン・ディオール及び他の主要商標が含まれた。

3. タイでのソフト侵害件数がまだ高いまま

(fnWeb Daily News、2005年5月18日)

国際的なテレコミュニケーション及び情報技術(IT)分野の調査会社である International Data Corp.(IDC)によって集められたデータによれば、昨年タイでのソフトウェア侵害件数が世界中で報告された全件数の 79%を占めたことを示し、2003 年から 1 ポイント落ちた。

BSA の知的財産権侵害抑制担当ディレクターは、ソフトウェア侵害によりタイ政府が約 1 億 8300 万米ドルの税収損失を被ったというデータを公表した。IDC 社の調査によれば、アジア太平洋全地域のソフトウェア侵害は昨年 53%に達し、前年と同程度を占めた。

4. BSAが新認証キャンペーンを提案

(バンコクポスト紙、データベース面、D1 面、タイ、2005 年 5 月 25 日)

ビジネス用ソフト連合(BSA)は、タイのソフトウェア著作権侵害割合が昨年 1%低下し、79%になったと発表した一方、企業のソフトウェア監査、認可条件遵守を助ける新しい認証キャンペーンを発表した。

その認証キャンペーンは「Get SAM, Get Complaint」と呼ばれ、ソフトウェアの知的財産権を尊重するように企業を奨励するキャンペーンである。同キャンペーンは、BSA に企業が登録し、企業の所有ソフトウェア財産を監査し、BSA に結果を報告するように奨励する。

監査結果が正確ならば、BSAは 1 年の無取締期間証明証を発行する。企業が同キャンペーンの登録手続きできるように、BSAはwww.SAM-Thai.comにウェブサイトを作った。登録期限は 6 月末日になり、9 月末日までに、BSAは、応募した企業に証明証を発行する。

5. 伝統的知識を保護する動き

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、5 面、タイ、2005 年 5 月 26 日)

ザ・ネーション紙、国内ニュース面、2A 面、タイ、2005 年 5 月 26 日)

外務省国際経済局が出した報告書によると、タイは外国企業の開発進出からタイ固有伝統的知識、民俗学を保護するために至急法律が必要とするという。Buntoon Srethasirote 研究員は、法的枠組がタイ文化を反映し、個人やコミュニティーの権利保護を含むものとなるべきであると主張した。

食品は、米国との自由貿易協定交渉によって最も影響されるので、食物は高い優先分野になるだろうと、国家人権委員会の天然資源小委員会の委員である Buntoon 氏は主張した。

知的財産局の Wiboonlasana Ruamraksa 副局長は、上記情報を保存し、更新検索できるデータベース構築を要求した。全関係機関や職員にアクセス可能であるべきと同副局長は主張した。しかし、副局長は、米国によって出された生物特許を認めよとの要求に反対することを要求する同報告書の勧めに反対し、そして、それは短期手段であるべきであ

り、一旦国家がタイの伝統的知識、民俗学のための法的保護の有効な形式を確立したならば、再考することができるようにするべきだという。

最高裁判所の Nandana Indananda 裁判官は、知的財産局や芸術局が、努力してそのような法律を起草し、完成するまで数年かかることを懸念しているという。

6. EUがタイで初「地域事務所」設立へ

(ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ、2005年5月30日)
クルンテープ・トゥラキット紙、農商業面、5面、タイ、2005年5月30日)

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、欧州特許庁(EPO)と協力事業計画に関する議論を交わすために、6月6-9日に商務省 Suriya Larbvisuthisin 副大臣が知的財産局と一緒にドイツへ出張することを発表した。

EPO は、タイが EU 外で初の地方事務所設立にもっとも相応しいと考えている。タイは2つの利点を得る。タイは特許をより速く審査することができ、商業目的のデータベース使用もよりよく促進することができる。

中国

2005年5月ニュース

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 著作権侵害反対バッジ | 10. 知的財産権侵害案件の処理能力強化 |
| 2. ダウンロードで逮捕される | 11. 中国、フィンランドが新協定に署名 |
| 3. 調査結果 | 12. テレビメーカーが知的財産権連合を設立 |
| 4. 日本が香港の知的財産制度を調査 | 13. 中国行政法を知的財産権保護強化に活用 |
| 5. 出版市場調整で、違法印刷物を禁止 | 14. フィリップス社が知的財産権侵害で Orient Power 社を訴える |
| 6. オンライン著作権保護 | 15. 中国裁判所が上海カラオケバーに国際ロイヤルティの支払を命令 |
| 7. 知的財産権規則は各国の現実的な違いを尊重すべき | |
| 8. 海賊版カラオケ | |
| 9. 中国が著作権産業に外国資本を歓迎 | |

1. 著作権侵害反対バッジ

(The Standard、2005年5月4日)

香港スカウト協会は「知的財産権保護」功労バッジという記念品を発表した。バッジは公式な功労バッジではないが、この夏始まる一連のセミナー参加者への記念品である。

同プログラムによって、著作権や知的財産権保護の重要性に関する大衆教育を試みると知的財産局(IPD)の報道官が発表した。

Mercado Solutions Associates が、IPD から依頼され昨年 11 月に完了した調査によると、15 歳以上の回答者 1,214 人の 96% は、知的財産権が保護されるべきであると回答した。回答者の 76% は、著作権侵害が重罪だと考えたという。

香港スカウト協会の大人や子供を含む 10 万人のボーイ/ガールスカウトは、知的財産権保護問題に習熟するために年間を通じての熟練セミナーに参加する。

2. ダウンロードで逮捕される

(*South China Morning Post*, 2005 年 5 月 9 日)

ファイル共有技術を使用して、インターネットから不法に映画をダウンロードする人々は、刑事訴追に直面するかもしれない。知的財産調査部の Tam Yiu-keung 部長は、不法ダウンロードが増加した場合、職員が起訴しなければならないと述べた。現在、税関検査官は、単に不法なアップロードに対する処置のみ講じる。

香港は、知的財産権教育キャンペーンや、映画産業での民事裁判所を通じたアクションによってダウンロード問題が解決されることを望んでいる。

税関検査官がインターネット上の疑わしい、不法なファイル共有に関する世界初の罰金を決めた後、同警告が行われ、また、映画産業は、先月末に 100 の不法なダウンロード者に対して民事訴訟警告という最後通告を通達した。

3. 調査結果

(*Xinhua News Agency*, 2005 年 5 月 10 日)

(*The Standard*, 2005 年 5 月 11 日)

知的財産局調査結果によると、香港商業分野の知的財産権意識レベルはきわめて高いと言う結果である。同調査は、回答者の約 90% が知的財産として保護される分野を理解していることを示した。

事業経営者の約 95.6% は、香港の経営環境における知的財産権保護が必要だと考えている一方、96.1% は、知的財産が価値ある資産であることに賛成した。

知的財産局の Stephen Selby 長官は、香港の事業経営者が知的財産に関する深い知識を持っており、大変喜ばしいことであると述べた。同時に、3 分の 2 以上の、すなわち 69.8% が、知的財産権侵害が現在も重要問題であると信じている。

4. 日本が香港で知的財産制度を調査

(*Jiji Press English News Service*, 2005 年 5 月 13 日)

日本の経済産業省は、香港で知的財産制度の調査に乗り出すことを発表した。

松下電器産業などの主要家電メーカーの著名商標が、香港で無断で登録され、中国で販売されている製品に使用されたことを例とし、調査は、電子情報技術産業協会(JEITIA)の依頼で行われる。

同省がこの種の調査を始めるのは初めてのことである。

5. 出版市場調整で、違法印刷物を禁止

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年5月16日)

印刷出版分野を担当する中国政府関係者は、中国が知的財産権を保護し、かつ出版物の秩序ある市場を成し遂げるために、60の違法新聞や定期刊行物を禁止したと発表した。

印刷出版管理の法令によって、「文化市場の屑」として分類された違法新聞や定期刊行物のリストを中国が発表したのは、今回で2004年以来4回目である。

6. オンライン著作権保護

(Xinhua Financial Network News、2005年5月18日)

ザ・ネーション紙、ビジネス面、6B面、タイ、2005年5月19日)

中国は、インターネット上の知的財産権侵害処罰をより容易にするために、今月に新規則を導入する。同規則は、他者の著作権を侵害する内容の削除に責任を負うように、インターネット・サービス・プロバイダーに義務付け、それに違反した場合、10万元以下の罰金を科することにする。同規則は5月30日から施行される。

同中国レポートは、ジョージ・W.ブッシュ米国大統領が知的財産権を含む世界貿易機関(WTO)の規則に従うように中国に要求した後、発表された。インターネット上の知的財産権保護は中国インターネット分野の早急な成長に潜む緊急課題となった。

7. 知的財産権規則は各国の現実的な違いを尊重すべき

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年5月18日)

知的財産権侵害を有効に抑制するために、様々な国々の現実を考え、公平かつ公正な国際規則を確立しなければならない、と中国の国家知識産権局(SIPO)のメンバーであるWang Jingchuan委員は述べた。

知的財産権侵害を厳しく取締まることについて、同委員は、中国政府の「確固たる決定」を強調した。困難な問題を解決するのに、政府努力だけでは十分ではなく、「人々の知的財産権保護意識を迅速に改善されなければならない」と付け加えて述べた。また、同委員は、この点に関して努力している発展途上国へより多くの時間や機会を与えるように、国際社会を呼びかけた。

8. 海賊版カラオケ

(South China Morning Post、2005年5月21日)

職員は海賊版ビデオを使用する8つのバーを取り締まった。職員は海賊版コピーを発見し、罰金を徴収した。職員は、40万米ドル相当の18台のコンピューター、4つのコンピューター・サーバー、オーディオ機器を押収した。

3 週間前に著作権所有者によって告発がなされた後、海賊版ビデオの商業目的使用が発見された。伝えられるところによれば、カラオケバーは、一連の異なるサプライヤーからカラオケ・ミュージック・ビデオの海賊版コピーを購入するのに何千ドルも払った。

9. 中国が著作権産業に外国資本を歓迎

(Xinhua's China Economic Information Service, 2005 年 5 月 24 日)

Yan Xiaohong 副長官は、中国の著作権関連産業が開発途上国レベルにあり、まだ非常に弱い産業であるため、大きな前進を成し遂げるために、政府が政策支援を与えると述べた。

WIPO やアジア太平洋地域の 20 以上の国や地域の著作権管理当局者、ならびに専門家や学者が著作権政策戦略及びアジア太平洋地域の著作権関連産業開発セミナーに参加した。

中国は、優先的政策により国内の著作権関連産業へ海外金融会社やベンチャーキャピタル資金の投資を引きつけようと希望している。

10. 知的財産権侵害案件の処理能力強化

(Xinhua News Agency, 2005 年 5 月 24 日)

中国人民最高裁判所は、知的財産権侵害事件を取り扱う際に正確さと効率を改善するように、地方職員を訓練するために地方裁判所に 8 つのワーキンググループを派遣する。ここ数年、中国の裁判所が受理した知的財産権侵害事件数は益々増加した。2004 年だけで、中国の裁判所は、前年から 31.65% 増で、12,000 の知的財産権侵害案件を扱った。

さらに、知的財産権侵害事件を扱う中国の法廷能力を改善する努力で、中国人民最高裁判所は地方裁判官に知的財産権裁判研修コースを公開し、的確に裁判判決を下すために地方裁判所に 8 つのワーキンググループを派遣する。

知的財産裁判所の Xing Shengcai 裁判長は、今後もっと法律適用を可能にするために、特許法の 3 回目の改正を勧めていることを明らかにした。

11. 中国、フィンランドが新協定に署名

(Xinhua Financial Network News, 2005 年 5 月 25 日)

中国とフィンランドは、中規模企業を支援し、知的財産権を保護するコミットメントを継続することを目的として、貿易、産業、技術及び経済協力に間する新協定に署名しました。

中国商務省の Zhang Zhigang 副大臣はフィンランドを訪問し、フィンランド貿易産業省の Mauri Pekkarinen 大臣との協定に署名し、1979 年に両国が調印した前条約を更新した。

12. テレビメーカーが知的財産権連合を設立

(AFX Asia, 2005 年 5 月 30 日)

中国の主要カラーテレビ・メーカーは、中核技術や知的財産権を開発管理する連合組織を設立した。CVA の知的財産権協調委員会である新連合は、中国のテレビメーカー特許共同管理組織設立に従事し、国際メーカーと交渉することを担当する。

連合は、不秩序で冷酷な競争を回避するため、交渉及び仲裁によって、国内市場を調整する。

13. 中国行政法を知的財産権保護強化に活用

(Xinhua's China Economic Information Service, 2005 年 5 月 31 日)

有効な刑事法や民事法とは別に、中国は、国の知的財産権保護を強化するために行政法を組込むことを検討している。

同情報は、東中国の Zhejiang 州首都の Hangzhou で 5 月 30 日に終了した TRIPs 及び司法審査に関する全国フォーラムで公表された。同フォーラムに、30 人以上の行政法学者及び裁判官が関心を寄せ、中国人民最高裁判所によって発表された知的財産権侵害案件に関する新しく起草された行政法について詳細議論を行った。

新司法の解釈は、知的財産権侵害事件の解決を支援し、行政法・民法の両方に適用可能で、知的財産権所有者の利益をよりよく保護し、行政権の正当な施行を保証する。

中国の現行行政法は、行政法・民法の両方を跨る知的財産権侵害事件をカバーしていない。新法案は、規定範囲、行政法の知的財産権案件の試行規則や裁判管轄上の方法を明確にすることを目標とする。

14. フィリップス社が知的財産権侵害で Orient Power 社を訴える

(SinoCast China Business Daily News, 2005 年 5 月 31 日)

世界的に有名な家電メーカーフィリップス社は、Orient Power Holdings Limited に対する訴訟を起こし、同社から 6 千万米ドルの補償を要求した。フィリップス社は、Orient Power 社が無許可で同社の特許を使用し、また同特許で製造され、総額 5 千万米ドルの製品を故意に隠したと主張した。

Orient Power 社が数回の交渉後にフィリップス社に特許料を支払うことを拒絶したため、フィリップス社は、香港の高等裁判所に Orient Power 社に対し告訴をした。フィリップス社からの職員は、Orient Power 社が行ったことについて特許権を侵害するだけでなく、特許料を払った 120 以上の企業にとって不公正競争にもなると述べた。

15. 中国裁判所が上海カラオケバーに国際ロイヤルティの支払を命令

(AFX Asia, 2005 年 5 月 31 日)

中国の 2 つの裁判所が、香港に本社があるレコード会社に対して、人気ポップスターがラウンジで演奏するビデオに関する使用料を賠償するように、上海の複数カラオケバーに命じた。上海第 1 中間人民裁判所は、Sony Music Entertainment (Hong Kong) 社が権利

を所有するビデオごとに同社に 1,000 元払うように Cashbox、Holiday、及び Leader などのカラオケバーに命じたと、同裁判所は発表した。

同様の判決は上海第 2 中間人民裁判所でも下された。Go East Entertainment 社が Qilin Musical KTV City 社に対し、及び Warner Music Hong Kong が Padova Karaoke Bar に対する訴訟であった。

中国が、コンピューター・ソフトウェア、ハリウッド映画の DVD に関する著作権侵害、及び商標侵害を含む広範囲の知的財産侵害を厳しく取り締まるように国際的圧力を受けているため、数年に亘る著作権訴訟の判決は出始めている。

マレーシア

2005 年 5 月ニュース

マレーシア、アメリカがワシントンで貿易交渉

(BBC Monitoring Asia Pacific、2005 年 5 月 14 日)

マレーシアとアメリカの両国高官は、2004 年 5 月に署名された貿易投資包括協定(TIFA) に関して 2 回目の貿易交渉を開催した。

両国交渉団は、自動車、金融サービス、農業分野への市場参入の改善含め、知的財産権保護・施行の強化、通関手続きの向上、及び投資案件の集中など 2 日間で広範囲な課題について話し合った。

シンガポール

2005 年 5 月ニュース

1. 海賊版ソフトの摘発
2. 知的財産権制度のモデル
3. 著作権侵害反対タグ
4. シンガポールのソフトウェア侵害割合

1. 海賊版ソフトの摘発

(The Straits Times Newspaper、シンガポール、2005 年 5 月 6 日)

警察は、全島へ違法ソフトウェアを販売する 7 つの Housing Board ユニットの摘発し、近く予定される 6 月の休日を過ごす学生を対象にする著作権侵害対策計画の強化されたアクションの表れである。

同時襲撃は、Tampines、Bedok、Ang Mo Kio、Hougang 及び Serangoon で行なわれた。強制調査部の職員は、闇値で約 50 万米ドル相当の約 4 万枚の海賊版 CD-ROM を押収した。殆どがゲームやビジネス用ソフトである。

警察の知的財産権部署のトップである Tan Kah Khin 長官補が「まもなく予定される学校休日に合わせ、警察は施行活動を強化する。」と述べた。

2. 知的財産権制度のモデル

(ロイターニュース、2005 年 5 月 10 日)

米商務次官 Robert Zoellick は、シンガポールを強い知的財産権制度の「優れた例」と称えた。同次官は、知的財産権を強化することで、シンガポールはより高い技術オペレーションを得られている。シンガポールの知的財産権における厳密施行を他国が見習うべきモデルであると述べた。

3. 著作権侵害反対タグ

(Bernama Daily Malaysian News、2005 年 5 月 11 日)

マイクロテクノロジーとナノテクノロジーの複合を活用して、シンガポールの Institute of Materials Research and Engineering の科学者は、純粹商品を個々識別することができるユニークな磁氣的「指紋」のタグを発明した。

発明者の Adrian Burden 博士と Peter Moran 博士によって発表された発明である同タグは、偽造活動を止めることができるとともに、産業にも役立つ。自動車と航空予備部品と同様に、製薬パッケージング、時計などの高級品、ハンドバックも含む広範囲の品物に同タグを付け、かつ偽造バージョンが製造されることを防ぐことができる。

4. シンガポールのソフトウェア侵害割合

(Business Times、シンガポール、2005 年 5 月 19 日)

シンガポールでのソフトウェア著作権侵害割合が 42%まで減少したが、損失は 2004 年に 80 億米ドルまで増加した。増加した大部分はアジア通貨に対する 6%の米ドル安によるものである。BSA による報告書によれば、同割合は、昨年シンガポールのパソコンにインストールされた著作権侵害ソフトウェアの割合である。

企業ユーザと同様に一般消費者によってインストールされたソフトウェアを含んでいる同割合は、2003 年から 1%が下り、しかし、ソフトウェア企業が受けた損失は、9600 万米ドルまで増加し、600 万米ドル程増加したと BSA が発表した。

フィリピン

2005 年 5 月ニュース

1. フィリピンが米国監視リストに残る

2. IPO が知的財産施行努力を維持する
3. Pasay 市で偽ブランド靴摘発
4. 2004 年におけるフィリピンのソフトウェア侵害が減少
5. マニラ・マンゴー

1. フィリピンが米国監視リストに残る

(Xinhua News Agency, 2005 年 5 月 3 日

Business World, 2005 年 5 月 2 日)

フィリピンは、重大な知的財産侵害、あるいは著作権侵害問題の国として米国政府の 2005 年優先要注意監視リストに残るでしょう。

2004 年に著作権侵害政策を発表する際にフィリピン政府が「重要な進歩」を得られたにもかかわらず、海賊版製品の継続的な増加にワシントンは悩まされ続けていると、火曜日にマニラの米国大使館によって公表された報告書に記述された。「米国産業は、書籍の著作権侵害や海賊版光学メディアのフィリピンに輸入されるレベルが増加し、また浸透しているエンドユーザ・ソフトウェア著作権侵害などの著作権侵害問題及び商標を偽造するハイ・レベルに対する重大な懸念を投げかけ続ける。」と同報告書が述べた。

フィリピンは、東南アジアの他国によって大部分が生産される海賊版 CD、VCD、DVD の悪名高い市場である。

同報告書は、ビデオグラム規定委員会や関税局の努力を通じて政府の著作権侵害に対する活動の成功の記述し、今年のオプティカル・メディア法可決にも言及したが、「しかしながら、米国著作権産業やブランド産業が、条文の実行なき施行や低い有罪宣告率のため、フィリピンの法制度を通じての権利保護に対して継続的な困難にぶつかっている」と同報告書が述べた。

様々な製品の商標権侵害が広範囲であり、違法現場において公然と購入可能であると述べた。「光学メディアの違法生産や消費のレベルは一貫して高いままである。米国著作権産業は 2004 年にフィリピンで著作権侵害により 1 億 3900 万米ドルもの損失になったと見積ることができる」と同報告書が述べた。

米国政府は 2004 年の 800 万ドル以上相当の光ディスクの押収に励まされるが、報告書は、訴訟を含む効果がない取締り後のフォローアップにより、襲撃や押収のような施行努力が一時的効果だけにしかないと述べた。

米国政府は、2002 年に批准した WIPO インターネット条約で果すべき義務と一致するように、国内法である著作権条項を実行することをフィリピンへ要求し続けた。

米国政府は、二国間貿易、投資包括協定(TIFA)やサイクル外調査を活用し、フィリピンの知的財産権制度強化を支援し、同国の状況を見直すと述べた。

2. IPO が知的財産施行努力を維持する

(INQ7.net、2005年5月7日)

知的財産庁(IPO)長官は、米国通商代表(USTR)特別 301 優先要注意監視リストにあるフィリピンのランクを改善するために活発なキャンペーンを発表した。

IPO の Adrian Cristobal Jr.長官は、米国優先要注意監視リストからフィリピンを外すことが出来るように、同国が知的財産権保護権(IPR)を強化する政治的意思を表明した。知的財産権強化は、社会経済的・国家的発展という有効結果をもたらすだろうと Cristobal 長官が述べた。

長官は、知的財産権に関連する案件を扱う 65 の特別商業裁判所設立などの知的財産権行動計画の業績を引用した。また、オプティカル・メディア法として知られている名高い共和法 9239 の可決は、同国を優先要注意監視リストから削除する重要な根拠になると指摘した。Cristobal 長官は、オプティカル・メディア法を施行する映像メディア委員会が 2004 年に約 9 億ペソ相当の偽物や密造デジタル・メディア製品を摘発したと付け加えた。

知的財産権施行行動計画(IP-REAP)は、知的財産権施行や保護での組織間調整を強化する計画として作成されたという。以上で、Cristobal 長官は、フィリピンの発明者や開発者の知的財産権を強化し促進する知的財産権法を追求することを誓った。

「我々は米国や多国籍企業の利益だけ保護するためにここにいるわけではない。しかし、我々は、自分の社会・経済的利益のための知的財産権保護を継続する」と長官が述べた。

Cristobal 長官は、特許、著作権、商標、伝統的知識を含む知的財産の全分野をカバーする包括的な国家知的財産戦略を推進し、同様に知的財産に関連する全政府系機関の協力を保証する。

「集中した知的財産強化戦略は、私たちの法執行機関の間の資源を共同管理して、この国の知的財産戦略の主構成となる」と Cristobal 長官が締めくくった。

3. Pasay市で偽ブランド靴摘発

(Philippine Daily Inquirer、2005年5月13日)

1 億ペソ相当の偽有名ブランドラベルをつけたゴム靴が、Pasay 市内の建物での襲撃によって関税部(BOC)代理人によって摘発された。

ほとんど中国から来たと考えられる、これらの靴は、ナイキ、アディダス、ディーゼル、リーボック、コンバース及びワールドバランスなどの高価な商標の名前をつけているが、オリジナル価格のちょうど 10 分の 1 程度で売られていた。

関税部の Celso Templo 副部長は、アメリカが要注意監視リストからフィリピンを外すことに合意する前に、フィリピンが活発に法律を実行することを望むため、BOC が知的財産権(IPR)法違反者に対する活動を強化していると述べた。

4. 2004年におけるフィリピンのソフトウェア侵害が減少
(*Asia in Focus*, 2005年5月23日)

2004年におけるフィリピンのソフトウェア著作権侵害は、1年で1%減少し71%まで減少した。BSAによる全世界のソフトウェア著作権侵害調査によれば、昨年2004年のアジア太平洋地域では、パソコンにインストールしたソフトウェアの53%は著作権侵害であった。

5. マニラ・マンゴー
(*Business World*, 2005年5月27日)

知的財産庁(IPO)は、名称「マニラ・マンゴー」を団体商標として登録し、他者による使用を防ぐようにマンゴー生産者に促す。

IPOのAdrian S. Cristobal, Jr.長官は、マンゴー製品輸出者連合に会って、IPOから団体商標を求めるように促したと述べた。貿易産業省下のIPOは、既に他国で、名称「マニラ・マンゴー」の使用を調査している。

IPO長官は、全世界の知的財産庁における「マニラ・マンゴー」の商標出願状況を調査するように命令したと述べた。「マニラ・マンゴー」の商標出願がある場合、IPOは、異議申し立てるアクションを支援する。

インドネシア

2005年5月ニュース

1. インドネシアは93か国中第5位の著作権侵害国
(*the Jakarta Post Newspaper*, インドネシア, 2005年5月19日)

グローバルなソフトウェア著作権侵害監視組織によると、違法ソフトウェアは、2004年におけるインドネシアで販売された全コンピュータ・プログラムの87%を占めた。

国内でインストールした違法ソフトウェアは、ベトナム、ウクライナ、中国、ジンバブエに次ぐ、調査された93か国の中で5番目に高かった。

コンピューター産業調査会社 International Data Corporation(IDC)が実施受託したBSA調査によれば、2004年のインドネシアでの合法ソフトウェア販売は、約2億1000万米ドルの潜在市場と比較して、2730万米ドルを占めた。

映画音楽産業に浸透している著作権侵害と同様に、ソフトウェア著作権侵害の高割合により、米国の優先要注意監視リストにインドネシアが入ることにつながった。

著作権法第 57 条の条文に記述されている、違法ソフトウェアを非商業使用する場合を民事訴訟から免除するという抜け穴の存在は、インドネシアを同リストへ含む理由として挙げられた。

2. USTRがインドネシアの監視リスト格付けを変更予定

(*Bisnis Indonesia*, 2005 年 5 月 23 日)

政府は、今後の 6 か月で、米国通商代表部 (USTR) がインドネシアの知的財産権制度に対する格付けを優先要注意監視リストから要注意監視リストに変更するするつもりであると楽観視している。

米国通商代表部の東南アジア太平洋地域担当の Barbara Weisel 副長官補佐は、同リストが 6 か月に一度調査されたため、インドネシアの格付けが改善される可能性があるとして述べた。同補佐は、インドネシアが知的財産権施行において顕著な進歩を遂げたとして本国から聞いていると述べた。

ベトナム

2005 年 5 月ニュース

1. 5月の商標フェスティバル
2. ベトナムが知的財産権を変化させる
3. フランスが貿易交渉改善を支援
4. ベトナムがソフトウェア侵害で国際トップ
5. 民事法改正
6. ベトナム警察が海賊版ソフトウェアを摘発

1. 5月の商標フェスティバル

(*Vietnam News Brief Service*, 2005 年 5 月 4 日)

競争率の高い製品をもつ約 100 社の企業がベトナム商標フェスティバルに参加すると予想される。同フェスティバルは 5 月 12 日から 16 日までハノイで開催される。

「ベトナムの商標の誇り」というテーマで、同フェスティバルは、周知商標の展示、ベトナム商標の促進展、ベトナム商標マーチ及びセールス・プロモーション・デーを含む多くの活動のコンビネーションになる。

2. ベトナムが知的財産権を変化させる

(*Vietnam News Brief Service*, 2005 年 5 月 5 日)

今、ベトナムが知的財産権問題について実際の変化を達成する機会があると、先週ハノイで駐ベトナム米国大使の Michael W. Marine によって主催された円卓会議から聞かれた。

知的財産権に関する円卓会議は、著作権、商標及び特許の侵害で、重大かつ増加する問題について議論するため、在ベトナムの活動的な主要米国企業代表を集めた。

ベトナムの投資貿易制度は急激に発展しており、ベトナムで実際の知的財産権変化を見る機会がまだあると、円卓会議参加者は述べた。

また、3年以上実施された米国-ベトナム二国貿易協定、及び世界貿易機関(WTO)に加盟するベトナムの希望により、知的財産権、市場参入、他の重要な経済改革問題に関してベトナム政府との約束を交わす機会を作った。

参加者は、同国で知的財産権の重要性に関して新官民対話に励まされたとも述べた。また、いくつかの新しいベトナム協会は、産業の知的財産権保護強化が優先事項であると確認した。

政府は、ベトナム反偽造及び外国資本企業の知的財産保護協会設立を承認した。参加者は、ベトナムで知的財産権保護を改善する民間部門と米国やベトナム政府と協力する努力を倍増することに合意した。

3. フランスが貿易交渉改善を支援

(Thai News Service, 2005年5月16日)

ベトナム、ラオス、カンボジアの各官庁や大学の150人以上の職員は、5月16日~20日にハノイで開催予定の商談交渉コースに参加する。

このコースはベトナム貿易省とフランス語を話す政府間組織により共同開催され、その目的は、世界貿易機関(WTO)に加入したメンバーであるカンボジア、あるいは、参加予定国のベトナムやラオスなどのアジアにおけるフランス語を話す国の職員のために、貿易の交渉技術を向上させることである。

参加者は、WTO、世界知的所有権機関(WIPO)の専門家やベトナム教授から多角貿易システム、知的財産、及び地域経済の経済統合プロセスに関する講義を拝聴できる。

4. ベトナムがソフトウェア侵害で国際トップ

(The Asian Wall Street Journal, 2005年5月19日)

2004年に著作権侵害者がメーカーに約80億米ドルも損失させたとして、知的財産法を軽視するトップ5の国に中国、ベトナム、インドネシアなどがあると国際著作権侵害反対監視組織が発表した。

同指標は前年からの約5億ドル増加したとビジネス用ソフト連合(BSA)が国際ソフトウェア著作権侵害調査を発表する際に述べた。ベトナムは使用される全ソフトウェアの92%が著作権侵害であり、首位となった。ウクライナ(91%)、中国(90%)、ジンバブエ(90%)、インドネシア(87%)と続いた。

侵害割合が少ないのは米国の21%、ニュージーランドの23%である。

5. 民事法改正

(*Thai News Service*, 2005 年 5 月 23 日)

下院は、ベトナムが国際組織と署名した協定に整合する外交課題と関係する条項を備えた改正民法典を支持した。著作権や産業財産権に関する条約がベトナム法律と異なったとしても、改正民法典がベトナムが署名した国際協定より優先する。

今回の改訂版は、相続、市民契約、一方的取引、精神問題を持つ人の分類、及び行方不明か死亡などの生存決定に関係ある条項を含んでいる。

6. ベトナム警察が海賊版ソフトウェアを摘発

(*The Saigon Times Daily*, 2005 年 5 月 26 日)

(*Vietnam News Brief Service*, 2005 年 5 月 26 日)

法執行機関は、ハノイの Vinh Xuan と Tran Anh にある会社で無許可ソフトウェアを含む 51 台のコンピューターと 90 枚の CD を押収したと発表した。文化情報省の検査官と経済犯罪調査者は 2 つの会社を襲撃し、海賊版ソフトウェア・プログラムがインストールされた多くのコンピューターを販売していると発見した。この襲撃はソフトウェア著作権侵害を厳しく取り締まる政府の全国的なキャンペーンの一環である。

マイクロソフト・オフィス XP、マイクロソフト・オフィス 2003、LacViet 辞書や Vietkey を含む押収された海賊版ソフトウェアの合計推定価格は、2 億ベトナムドンである。

同省と他の政府組織は、国内取引環境を改善し、世界経済へ同国の統合を促進するために、多くの海外投資を引きつける目的で、知的財産権を強化することを約束した。

インド

2005 年 5 月ニュース

1. バイオ略奪戦争が焦点に
2. EU がインドの伝統的知識を保護
3. インド、ロシアは未だに知的財産権協定に合意しない

1. バイオ略奪戦争が焦点に

(*Business Times*, シンガポール, 2005 年 5 月 5 日)

インド、及び伝統的知識の所有者は、欧州特許庁(EPO)がインドセンダンの種子を使用する殺菌製品について 6 年前に与えられた特許を無効にするための異議申立てで、法廷闘争を勝ち取った。同特許は、殺菌目的のために同国のインドセンダン油を使用する方法を取り入れた。

しかし、今後も、バイオ略奪との戦いが長く、困難であると予想できる。一方、欧州特許庁が先月、この決定で明瞭な先例を作成した。ヨーロッパでは、amla(小さな葉が多い木の食用果物)、anar(ザクロ)、dudhi(ヒョウタン)及び karela(苦しいヒョウタン)のような伝統的知識を活用したものがまだバイオ略奪の脅威にさらされているが、このような侵害も無効にされるだろう。

対して差し迫った脅威は、企業が特許をとった米国で発生した。米国はヨーロッパで最近のインドセンダン判決に注意を払い、「先行技術」を認識しないことを拒否することにより、バイオ略奪を可能にするよう特許法を変更する。

2. EUがインドの伝統的知識を保護

(The Economic Times, 2005年5月16日)

欧州特許庁(EPO)は、インド医学の伝統的知識に関する特許を盗むことを意識的に防ぐ努力をすることに原則して合意した。これにより米国のウコン医薬特許取得のような実例は、30の国家を含む欧州連合では生じないことを保証する。インドは、以前に、ウコンの米国特許を無効にするために約600万ドルを費やした。

連邦科学技術省とEPOとの間の同秘密保持契約の影響がすぐに期待される。同契約は、インドの従来医薬デジタル・データベース136,000件以上へのアクセス権をEPOに与える。EPOはこの非常に価値のある情報を保護し、発明が植物起源である場合、特許出願を審査する際に、同データベースを引用する。

これにより、数世紀前の知識が発明として出願される場合、EPOが特許出願を拒絶することを容易にできる。

他国の特許庁と結ぶこのような個々の協定は、世界知的所有権機関(WIPO)において、加伝統的知識や生物資源を保護する法的枠組に合意するまでの、臨時の措置であると、職員は述べた。

3. インド、ロシアは未だに知的財産権協定に合意しない

(The Times of India, 2005年5月18日)

軍事分野で知的財産権を保護する提案中の協定について、インドとロシアの間にいくつかの差異があり、まだ完全に解決に至っていない。

ロシア案の知的財産権協定に満足していないため、インド防衛省は対案としてモスクワへ同省案を提示した。インドの同案は、国防長官Ajai Vikram Singhが先月モスクワ訪問中にロシア側へ渡された。「我々は、ロシアの同案に対する返答を待っている。しかしながら、両国は、さらに大きなレベルに戦略的提携を行うことに合意した」と職員が述べた。

インドへ兵器やソフトウェアの最大供給国であるロシアは、知的財産権協定をできるだけ早く締結することを望んでいる。同協定により、共同開発の高度武器体系は、相互合意が無い場合、第三国に渡されないことを保証するという。
